

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

由布市長 相馬 尊重

市町村名 (市町村コード)	大分県由布市 (442135)	
地域名 (地域内農業集落名)	前徳野・北谷 (川北・中川・川西)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月7日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

認定農業者や法人が中心に経営している。現在取組を行っているものは、農地の保全・管理、飼料用作物の栽培である。地域内で主に栽培している作物は、米、ほうれん草、黒豆、野菜である。地域が抱える課題として農業者の高齢化、農業者の減少、経費の増加、新規の担い手不足、鳥獣被害の増加、有害鳥獣の駆除人材の不足、機械等の共同利用が進まないことが挙げられる。これらの課題の原因や理由として挙げられるのは、農業従事者が高齢化しているが後継者がいないことである。

主な作物:米、ほうれん草、黒豆、野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

規模拡大、低コスト化を図ること、減農薬や化学肥料を削減し環境保全型農業に取り組むこと、担い手確保のため地域で新規就農希望者との交流を図ることを目指す。また地域の所得向上に向け、作物のブランド化、法人の強化・集積に取り組むたいと考えている。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農用地の集積、集団化を進めるため、担い手の育成や法人の強化に努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
実施済み。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
ゆふ農林業サポート人材バンクとも連携して確保・育成を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
由布市内の集落営農法人が連携して設立した株式会社ゆふ農業サポートと連携し、作業委託やドローンを活用した事業の取組を集落内でも進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

⑦多面的機能直接支払い交付金を活用し、保全・管理等を行っていく。
⑨飼料用作物。